

西条市週休２日確保工事試行要領

(趣旨)

第１条 この要領は、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における週休２日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保することを目的として西条市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事において、「週休２日確保工事及び週休２日交替制工事（以下「週休２日確保工事等」という。）」を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条 この要領において、「週休２日確保工事」とは、次に掲げるとおりとする。

(１) 週休２日確保工事 本要領に基づき、通期、週単位（完全週休２日（土日））又は月単位で現場閉所による週休２日の確保に取り組む工事をいう。

(２) 週休２日

ア 通期

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 週単位（完全週休２日（土日））

対象期間において、全ての週で現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 月単位

対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(３) 対象期間 工事着手日（工事看板設置、起工測量等の現場作業開始日。以下同じ。）から工事完了日（後片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日。以下同じ。）までの期間をいう。ただし、年末年始の６日間（１２月２９日から翌年１月３日までの期間をいう。）、夏季休暇（土日を除く。）３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間、発注者があらかじめ対象外とした期間、工事を受注した者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間その他対象として取り扱うことが適当でない期間（以下「年末年始の休日等」という。）を除く。

(４) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外のものを含む。）をいう。

(５) 週休２日の達成判断 週休２日確保工事の達成判断は、次のとおりとする。

ア 通期

対象期間内における現場閉所した日数の割合（小数第２位を四捨五入し、小数第１位まで求めるものとする。以下「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 週単位（完全週休２日（土日））

対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日（第4条第2項の規定により現場閉所日の振替を行った場合は当該振替の対象となる土曜日及び日曜日は除き、当該振替により現場閉所日となる日を含む。）に現場閉所されている状態をいう。

この場合において、1週間は月曜日から日曜日までを基本とし、土曜日及び日曜日に加えて、受注者自らが土曜日及び日曜日以外にも現場閉所することは可能とする。

ウ 月単位

対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

2 この要領において、「週休2日交替制工事」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 週休2日交替制工事 本要領に基づき、通期、週単位（完全週休2日）又は月単位で技術者等が交替しながら週休2日に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

ア 通期

対象期間において、技術者等が交替しながら4週間に8日間以上の休日（以下「4週8休以上の休日」という。）を確保したと認められる状態をいう。

イ 週単位（完全週休2日）

対象期間において、全ての週で技術者等が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。この場合において、1週間は月曜日から日曜日までを基本とする。

ウ 月単位

対象期間において、全ての月で技術者等が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(3) 対象期間 工事着手日から工事完了日までの期間（下請けにあっては、下請けの技術者等が当該現場に従事した期間）をいう。ただし、年末年始の休日等を除く。

(4) 技術者等 施工体制台帳に記載がある元請け及び下請けの施工管理を行う者及び建設現場の直接的な作業を行う者のうち、当該現場での勤務期間が14日以上（休日を含む。）の者をいう。

(5) 週休2日の達成判断 週休2日交替制工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ア 通期

対象期間内における現場に従事した技術者等の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 週単位（完全週休 2 日）

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者等の休日率が、28.5%（2 日 / 7 日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 月単位

対象期間内の全ての月ごとにおける現場に従事した技術者等の休日率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。

- (6) 休日率 技術者等の休日の割合の合計を技術者等の合計数で除した値とし、次式により算出する。この場合において、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで求めるものとする。

$$\Sigma (\text{技術者等の休日日数} \div \text{対象期間の日数}) \div \text{技術者等の数} \times 100$$

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日確保工事等の試行の対象となる工事（以下「対象工事」という。）

は、発注者が発注する建設工事（週休 2 日交替制工事にあつては、港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）及び営繕工事を除く。）とする。ただし、週休 2 日に取り組むことが適当でないと市長が認める工事を除く。

- 2 発注者は、対象工事について、週休 2 日確保工事の試行に関する特記仕様書（別記様式）を設計図書に添付することにより、当該工事が週休 2 日確保工事の対象であることを明示するものとする。

（現場閉所日の確保）

第 4 条 週休 2 日確保工事等を受注した者（以下「受注者」という。）は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を、現場閉所を行う日（以下「現場閉所日」という。）としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができるものとする。この場合において、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責めによらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

- 3 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事において、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。

- 4 夜間工事は、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

- 5 現場閉所日には、元請け及び下請けは、現場での作業を一切行わないものとする。ただし、次に掲げる作業を除く。

- (1) 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務等の現場管理上必要な作業
- (2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業
- (3) 発注者の指示による作業

- 6 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 受注者は、発注者の定める工事請負契約約款（平成16年西条市制定）に規定する工程表及び設計図書で定める施工計画について、週休2日を確保することができる計画にしなければならない。

- 2 受注者は、受注後、発注者と協議の上、次の取組に変更することができる。この場合において、協議は工事着手日までに工事打合簿により行うものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事

(2) 月単位の週休2日確保工事

(3) 通期の週休2日交替制工事

(4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事

(5) 月単位の週休2日交替制工事

- 3 受注者は、前項の規定により取組を変更した場合は、次のとおり実施することとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事

発注者の定める工事請負契約約款（平成16年西条市制定）に規定する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日を確保することができる計画にしなければならない。

(2) 通期、週単位（完全週休2日）又は月単位の週休2日交替制工事

受注者は、通期、週単位（完全週休2日）又は月単位の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組に応じた技術者等の休日確保のための施工体制の内容及び休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- 4 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載の上、発注者に通知し、承諾を得ることで、週休2日の取組を次のとおり変更することができる。

この場合において、発注者の承諾を得ていない取組の変更は、週休2日確保工事を実施していないものとして取り扱うこととする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、通期若しくは月単位の週休2日確保工事又は通期、週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制工事に変更することができる。

(2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事又は通期若しくは月単位の週休2日交替制工事に変更することができる。

(3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

(4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は、通期又は月単位の週休2日交替制工事に変更することができる。

- 5 受注者は、対象工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日確保工事等である旨を明示し、周知しなければならない。

6 受注者は、前条第2項に規定する現場閉所日の振替を行う場合は、工事打合簿にその理由及び振替を行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。

7 受注者は、工事途中において週休2日確保工事等を取りやめる場合は、工事打合簿にその理由を記載し、発注者の承諾を得なければならない。

8 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日確保工事等について、現場閉所率又は休日率を確認するものとする。

9 受注者は、現場閉所率又は休日率を確認することができる資料として、工事履行報告書を作成の上、発注者に提出するとともに、工事日報、KY活動日誌等を整備し、発注者から請求があった場合は速やかにこれらを提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第6条 月単位の週休2日確保工事に取り組んだ港湾工事（港湾に関わる海岸工事を含む。）であって、港湾請負工事積算基準により積算した工種については、現場閉所の達成状況を確認後、変更請負契約において、次に掲げる補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

(1) 労務費 1.00（補正しない）

(2) 共通仮設費率 1.02

(3) 現場管理費率 1.03

(工事成績評定)

第7条 週休2日を達成した対象工事は、工事成績評定において加点評価するものとする。

2 週休2日を達成できなかった対象工事であっても、減点評価は行わないものとする。

ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、法令遵守等で減点措置を行うものとする。

(留意事項)

第8条 週休2日確保工事等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 受注者の責めによらない理由により工事を一時中止した場合は、週休2日が確保することができるよう工期を延期する。

(2) 施工箇所が点在する工事は、それぞれの施工箇所において週休2日を確保しなければならない。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が、週休2日確保工事等に関するアンケート調査等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第10条 発注者は、対象工事の入札公告において、週休2日確保工事等の試行の対象である旨を明示するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、週休 2 日確保工事等の試行に関し必要な事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。